仕　　様　　書

1　品　名　　複合サイクル腐食試験機

2　数　量　　一式

3　納　期　　平成２６年3月２０日

4　納入場所　　東京都立産業技術研究センター　城東支所

（東京都葛飾区青戸7-2-5）

5　仕様

（1）機器については下記の仕様を満たすものを用意し、かつ安全に使用することができること。

①本体数量　2台

②本体性能

1)試験機は以下の規格の試験機条件に適合すること。

・JIS Z 2371:2000　塩水噴霧試験方法。

・JIS C 60068-2-11:1989　環境試験方法（電気・電子）塩水噴霧試験方法。

・JIS C 60068-2-52:1996　環境試験方法－ 電気・電子－ 塩水噴霧（サイクル）試験方法（塩化ナトリウム水溶液）。

・JIS K 5600-7-1:1999(ISO7253:1984)　塗料一般試験方法－ 第７部：塗膜の長期耐久性－ 第１節：耐中性塩水噴霧性

・JIS K 5600-7-9:2006(ISO11997-1:1998)　塗料一般試験方法－ 第７部：塗膜の長期耐久性－ 第９節：サイクル腐食試験方法－ 塩水噴霧／乾燥／湿潤。

・JIS K 5621:2008　一般用さび止めペイント（冷凍機等の冷却装置を有すること。）

2)以下の試験条件をプログラム制御で試験が行えること。

・JIS Z 2371:2000　塩水噴霧試験方法　7.2.1 中性塩水噴霧試験。

・JIS C 60068-2-11 :1989　環境試験方法（電気・電子）塩水噴霧試験方法。4.塩水噴霧，　7.試験

・JIS C 60068-2-52 : 1996　環境試験方法－ 電気・電子－ 塩水噴霧（サイクル）試験方法（塩化ナトリウム水溶液）　6.厳しさ　厳しさ(1)，厳しさ(2)。

・JIS K 5600-7-9:2006　塗料一般試験方法－ 第７部：塗膜の長期耐久性－ 第９節：サイクル腐食試験方法－ 塩水噴霧／乾燥／湿潤　附属書C（規定）サイクルA，附属書1（規定）サイクルD。

・JIS H 8502:1999　7.1 中性塩水噴霧試験，8.1 中性塩水噴霧サイクル試験。

・JIS K 5621:2008　一般用さび止めペイント　7.12 サイクル腐食性

・JASO M 609:1991　Corrosion test method for automotive materials.

・JASO M 610:1992　Cosmetic Corrosion Test Method for Automotive Parts.

3)その他装置要件

・JIS Z 2371:2000 に規定された試験片（70x150x1.0mm）を、鉛直線に対し 20±5°、試験片表面は、自由な噴霧の動きにさらされ、且つ噴霧ノズルからの噴霧の流れ方向に直交しないように、48 枚以上設置して試験がおこなえること。

・塩水噴霧は噴霧塔方式で有ること。

・2 台の装置に対し塩水は1つの塩水タンクから供給すること。その塩水タンクは2台の装置が、JIS Z 2371:2000 に規定された連続塩水噴霧試験を1週間塩水の補給無しで行える容量で有ること。また各装置への供給配管には閉鎖のできるコック等を付けること。

・塩水噴霧液タンクはpH及び濃度を安定させるための機構を有すること。

・設置場所は4.8m×2.6m である。設置場所に地上設置する装置等（本体、排気処理装置他）を、安全に作業が行えるように設置すること。

・試験中の霧状の塩水が装置外に排気されないよう排気処理装置等を設置すること。

・塩水製造用のイオン交換水採水部（採水水量3.5L/min 以上）を設置すること。

・試料は最大重量50kg まで設置できること。

・本体寸法は幅1.9m、奥行1.1m、高さ1.5m以内であること。
・操作盤の表示は日本語で有ること。
・データーロガもしくはペーパー記録計によって温度・湿度・時刻及びトラブル発生時の記録が可能であること。
温度・湿度・時刻の記録にペーパー記録計を使用する場合は、次のものも付属すること。
・記録計用記録紙　10本以上
・記録計用リボン　10本以上
・装置一台当たり、電源　三相200V、20A以下。

③装置付属品
・ISO9227「腐食照合試験片」　60枚以上
・ストレーナー、フィルター等使用するのであれば　6個/1台
・湿度測定にガーゼ等使用するのであれば　6枚/1台
・噴霧ノズル等　3個/1台

④エアコン
既存のエアコンの撤去及び既存の馬力以上のエアコンを設置すること。尚、撤去したエアコンの冷媒ガスは適切な処分を行うこと。

⑤その他
・設置後に動作確認試験を行い、動作確認及び試験成績書を提出すること。
・校正証明書を添付すること（校正に使用した機器名を必ず記載すること）。
・校正，点検：1年目の校正、点検を無償で行うこと。
・機器の据付け配管工事は別紙１複合サイクル腐食試験機据付工事仕様書に基づいて行うこと。
・電気，給排水接続及び試運転調整に要する費用を負担すること。
・据付工事に要する費用を負担すること。

（2）留意事項
・設置場所は、東京都立産業技術研究センター城東支所地下１階、塩水噴霧試験室である。
・本体の転倒防止対策を行うこと。
・機器の搬入・据付け等に際しては、養生等適切な処置をとること。
・城東支所のエントランスの高さ制限は3mなので、車両は全高3m以下で搬入を行うこと。
・機器の電気工事・配管工事・ダクト工事等は適切な材料を用い、安全対策・耐久性を備えた工事をおこなうこと。
・納入業者の負担と責任により、当所で指定する日時、箇所に機器を搬入･据付けし、接続、必要な設定を稼動可能な状態に実行すること。
・その他必要事項については、所管の当センター職員と協議すること。
・受託者が別途関連工事の施工範囲を損傷させた場合は、受託者が原状回復又は補償をすること。

（3）ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに掲示又は提出すること。

（4）その他
①無償補修期間が１年以上で、修理技術者が日本国内に常駐していること。
②標準付属品を有すること。
③日本語の取扱説明書2部を提出すること。また、取扱い及びその他必要な事項についての説明を行うこと。
④その他必要事項については、所管の当センター職員と協議すること。

問い合わせ先　地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター　財務会計課経理係
所在地　〒１３５－００６４　東京都江東区青海２－４－１０
電　話　０３―５５３０－２７９０／ＦＡＸ　０３－５５３０－２７６７